

調査の概要

1 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的とする。

2 調査日

令和3年6月1日

3 調査対象

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、同一構内に駅、保線区、車掌区、工事区、機関区、電力区などがある場合は、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者が置

かれていない事業所は、管理責任者がいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校（例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、附属病院、研究機関など）が同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ 1 事業所とした。ただし、大学の大学院又は高等学校の定時制課程などは別の事業所とせず、その大学又は高等学校に含めて調査した。

5 調査方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行った。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行った。

イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行った。

① 市区による調査（③に掲げるものを除く。）

- ・同一市内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業等の事業所
- ・市に所在する従業者数 300 人以上の単独事業所（個人経営以外）

総務省及び経済産業省－都道府県－市区－調査事業所

② 都道府県による調査（①及び③に掲げるものを除く。）

- ・同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数 30 人未満の企業等の事業所
- ・町村に所在する従業者数 300 人以上の単独事業所（個人経営以外）

総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所

③ 総務省及び経済産業省による調査

- ・従業者数 30 人未満の企業のうち、複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する複数事業所企業（個人経営以外）
- ・従業者数 30 人以上の複数事業所企業（個人経営以外）
- ・単独事業所（個人経営以外）のうち、以下の条件に該当する企業

(a) 資本金 1 億円以上

(b) 純粋持株会社

(c) 不動産投資法人

(d) 鉱業、採石業、砂利採取業

- ・外国の会社の事業所
- ・令和2年経済構造実態調査（甲調査）対象企業の単独事業所
- ・個人企業経済調査対象事業所

※ 個人企業経済調査は、総務省が6月1日現在で個人経営の事業所（37,000事業所）を対象に実施する基幹統計調査である。令和3年経済センサス-活動調査では、両調査の調査事項を統合した同時実施調査票を作成した上で、直轄調査として実施した。

総務省及び経済産業省－調査事業所

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布した。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行った。